

2017年2月3日
ユニバーサル少額短期保険株式会社

「美容医療賠償責任保険」改定のご案内

ユニバーサル少額短期保険株式会社（代表取締役 曾根健次）は、美容医療賠償責任保険について、お客さまからの声を踏まえ、改定することいたしました。

1. 改定の背景

美容医療賠償責任保険は、2015年12月の販売開始以降、着実にご加入のお客さまが増え、まいました。販売を重ねる中で「1事故の補償限度額を増額してほしい」、「保険の対象になる薬剤や医療機器の範囲を拡大してほしい」といったお客さまのご要望をいただいております。

これらのご要望を踏まえ、商品の魅力の向上を図るべく、今般、商品改定と約款改定を実施することといたしました。

2. 改定の概要

（1）主な改定内容

- ① 1事故の賠償保険金額の上限について
 - ・従来は、1事故の限度額は100万円と300万円の2コースでしたが、今回800万円のコースを追加しました。
 - ・1事故の補償限度額を大幅にアップしましたが、保険料は300万円コースを若干上回る水準に抑えており、わずかなご負担増で大きな安心をご提供します。
- ② 約款（免責条項）の変更について
 - ・従来は、米国FDA（食品医薬品局）または厚生労働省の許可を受けている薬剤、器械、手技・手法に限ってお支払の対象としていました。
 - ・今回の約款改訂で、米国FDA・厚労省に限らず各国の医薬品監督行政機関の許可を受けている薬剤や医療機器であればお支払の対象とすることにいたしました。

（2）提供開始時期

2017年2月3日以降に保険責任を開始する契約を対象としてご提供します。

【ご参考】

① 1事故の賠償保険金額の上限について

	改定前		改定後
	(100万円コース)	(300万円コース)	(800万円コース) を追加
1事故限度額	100万円	300万円	800万円
年間支払限度額	300万円	1,000万円	1,000万円
保険料(一時払の場合)	98,700円 ～ 196,800円	115,400円 ～ 253,200円	115,900円 ～ 256,900円

<ポイント>

- 施術区分により保険料が異なります。
- 分割払(月払)もご用意しています。
- 詳しい保険料は補償プラン表をご確認ください。

② 約款(免責条項)の変更について

	改定前	改定後
約款第8条(14)	「米国FDA(食品医薬品局)または厚生労働省の許可を受けていない薬剤、器械、手技・手法による医療行為によって発生した賠償責任」はお支払できません。	「厚生労働省、米国FDA(食品医薬品局)、または各国の医薬品監督行政機関(注1)の許可を受けていない薬剤もしくは高度管理医療機器クラスⅣ(注2)に該当する医療機器を使用した医療行為によって発生した賠償責任」はお支払できません。 (注1)ただし、CEマークは製造業者がEUに対して安全性を自己宣言したことを示すものであり、医薬品監督行政機関が許可したものとみなしません。 (注2)高度管理医療機器の定義は厚生労働省による医療機器のクラス分類に従います。

<ポイント>

- 高度管理医療機器クラス分類(クラスⅠ～Ⅳ)は厚生労働省から通知で示されています。
- 「医療機器クラス分類 厚労省」で検索できます。